

深谷市告示第160号

深谷農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、変更理由書を添えた深谷農業振興地域整備計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

本市の住民は、当該案について、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書については、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、その要旨及び処理結果を公告する。

また、当該案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他土地に関し権利を有する者は、当該案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年6月19日

深谷市長 小島



1 縦覧期間

この告示の日の翌日から30日間

2 縦覧場所

深谷市役所

産業振興部農業振興課

深谷市仲町11番地1

3 意見書について

(1) 提出先

2の縦覧場所の場所に同じ。

(2) 提出方法

(1) の提出先に持参すること。

4 異議の申出について

(1) 申出先

2 の縦覧場所の場所に同じ。

(2) 申出方法

(1) の申出先に書面により申出すること。